

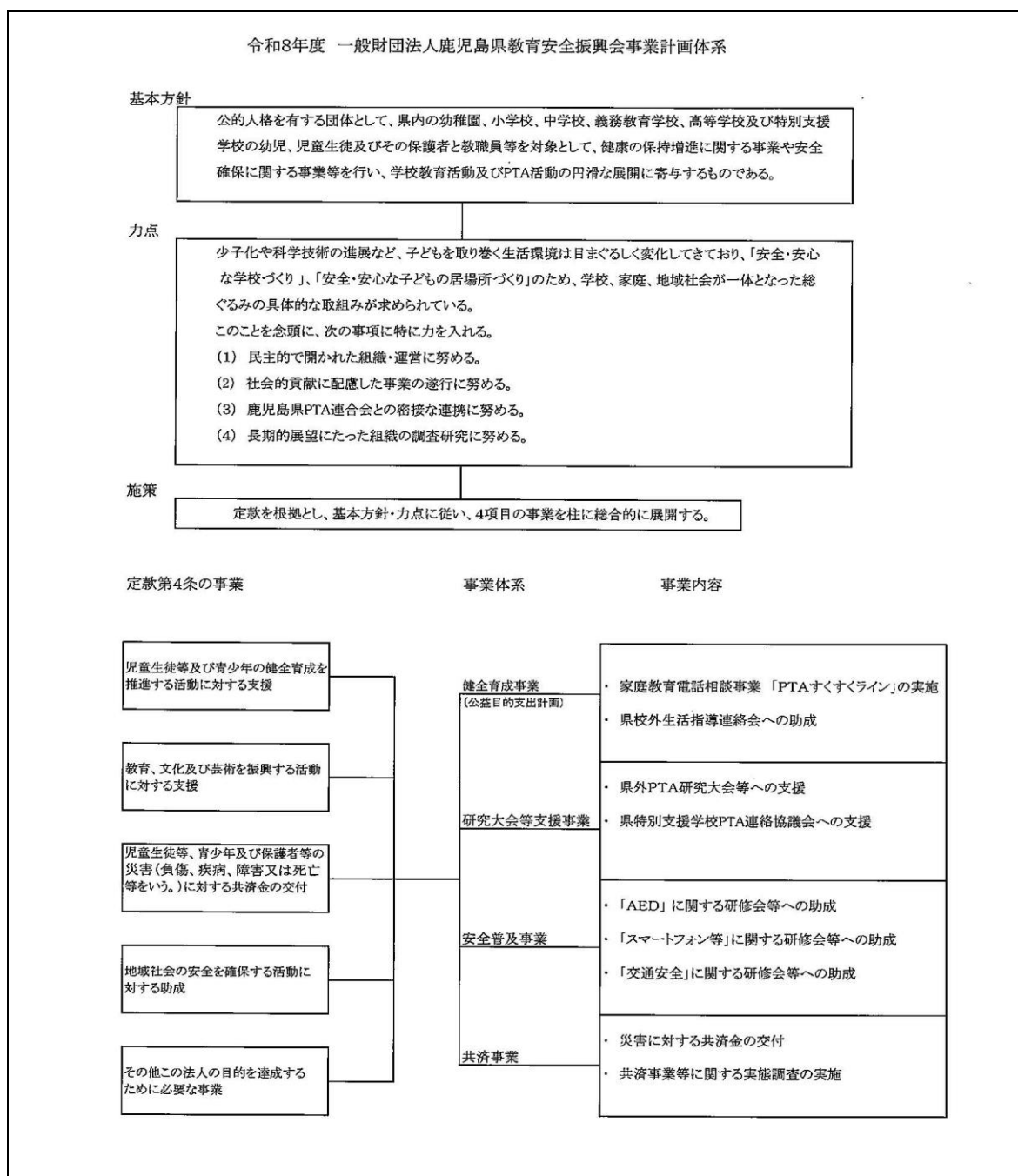
共 済 事 業 の 概 要

※ この資料は、当法人の事業計画体系と共済事業の要点について説明を加えたものです。特に、共済事業については、「共済事業のしおり」や「様式」について、注意点等を含めて説明を加えておりますので、事務処理の参考資料としてご活用ください。

目 次

1	事業計画体系	1
	健全育成事業・研究大会等支援事業・安全普及事業	
2	共済事業の概要	3
3	P T A安全の部	4
4	子ども安全の部	7
5	共済契約・加入手続き	11
6	共済金支払請求手続き	12
7	災害発生日と請求権発生日・時効	13
8	共済契約申込書	14
9	共済加入申込書	15
10	加入者名簿	17
11	共済事業コーナーQ & A（補償事例）	18

【 1 事業計画体系 】



【説明要点】

☆ 基本方針は、「**健康の保持増進**に関する事業や**安全確保**に関する事業を行い、学校教育活動及びPTA活動の円滑な展開に寄与する。」です。

☆ 力点・施策・定款第4条の事業は記載のとおりです。

☆ 事業体系は、**健全育成事業**、**研究大会等支援事業**、**安全普及事業**、**共済事業**の4事業を実施しています。

☆ 健全育成事業

○家庭教育電話相談事業「PTAすくすくライン」の実施

- ・月曜日～金曜日の9:00から12:00、13:00から17:00の間、専門の電話相談員が対応しています。
- ・「PTAすくすくラインカード」を、毎年10月上旬に、全児童生徒の家庭に配付しています。（※要請により一部未配付団体あり）

【令和8年度PTAすくすくラインカード表裏】



○県校外生活指導連絡協議会への助成

- ・毎年、427万円助成しています。
- ・県校外生活指導連絡協議会へ助成し、県校外生活指導連絡協議会から各市町村校外生活指導連絡会へ助成されています。

※事業名の下に「公益目的支出計画」とありますが、当法人が、平成24年4月 特例民法法人から一般財団法人へ移行する際の条件として「公益目的支出計画」の作成があり、この健全育成事業を申請し認可されたところであり、設立から48年間の事業計画となっています。

☆ 研究大会等支援事業

○県外PTA研究大会への支援

- ・日P大会、九P大会、全高P連大会、九高P連大会への参加人数に応じて、100万円を上限に県P連へ助成しています。
- ・令和7年度の助成額は、590,000円です。

○県特別支援学校PTA連絡協議会への支援

- ・毎年、5万円助成しています。

☆ 安全普及事業

○安全・安心に関する研修会等への助成

- ・「AED」「スマートフォン等」「交通安全」に関する研修会等への助成です。
- ・単位PTA等で実施される保護者を中心とした研修会等が対象で、それぞれの研修会等に年1回1万円以内となっています。

令和7年度の助成額は、延べ76単位PTAに対して718,763円です。

※申請様式等は、当法人のホームページをご利用ください。

【2 共済事業の概要】

- ・共済事業の概要については、以下「共済事業のしおり」を中心に説明します。
- ・「共済事業のしおり」を準備していただけると理解しやすいと思います。
- ・説明の中に、() 書きで、共済規程の該当条項を記載しましたので参考にしてください。

令和8年度 一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

主な事業

- 児童生徒等の健全育成を推進する活動への支援（健全育成事業）
- 教育、文化及び芸術を振興する活動への支援（研究大会等支援事業）
- 児童生徒や保護者等の災害に対する共済金の交付（共済事業）
- 地域社会の安全を確保する活動への助成（安全普及事業）

みんなで加入しましょう

共済事業のしおり
(PTA安全の部、子ども安全の部)



一般財団法人 鹿児島県教育安全振興会
鹿児島県 P T A 連 合 会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号（自治会館3階）
一般財団法人鹿児島県教育安全振興会事務局
TEL (099) 206-1072 FAX (099) 206-1073
ホームページ <http://www.kago-anzen.net/>

【説明要点】

- ☆ 共済事業は、「**PTA安全の部**」と「**子ども安全の部**」があります。（第2条）
- ☆ 共済期間は、**1年**ですので、毎年手続きをする必要があります。（第3条）
 - ※3月末日までに契約、6月末日までに加入手続きが完了した場合4月1日より1年間
 - ※上記手続き完了で7月1日以降の追加加入の場合は、会費振込日翌日より年度末まで
- ☆ 共済契約者は、**単位PTA会長**となります。（第5条・第16条）
 - ※個人契約ではなく**団体契約**です。

【3-(1) PTA安全の部】

PTA安全の部	
1 会費	3 被共済者（共済金支払の対象者）の範囲
P会員1戸当たり T会員1人当たり 支援者1人当たり 1年間 100円 ※会費内訳 共済事業 70円 その他事業 30円	(1) 単位PTAの会員である保護者、教職員及びPTA活動の支援者 (2) 児童生徒等の親族で、単位PTA会長よりPTA活動への代理参加が事前に認められた者
2 共済契約者	4 共済金の支払対象となる活動及び共済金額等
<u>県内の単位PTA会長</u>	(1) PTAが主催又は共催している行事におけるPTA活動 (2) PTAが参加を計画した学校行事におけるPTA活動 (3) PTAが参加を計画した他の機関・団体の行事におけるPTA活動

【説明要点】

- 会費は、年間 100 円で、P 会員は「1 戸当たり」100 円です。
 会費内訳は、共済事業に充当するのが 70 円、その他事業に充当するのが 30 円です。（第 8 条と第 40 条）
 ※その他事業：健全育成事業、研究大会等支援事業、安全普及事業、法人会計
- 共済契約者は、県内の単位 P T A 会長です。（第 5 条）
- (1) 被共済者は、**会員である**保護者、教職員及び支援者です。（第 6 条）
 ※支援者は、P T A の準会員やスクールガードなどです。
 (2) P T A 活動に代理参加した児童生徒の親族も対象ですが、事前に単位 P T A 会長が認めていることが必要です。
- 対象活動は、P T A 行事関係、学校行事関係、そして、P T A が参加を計画した他の機関・団体の行事で活動内容例は表に記載とおり（第 7 条）
 ※この活動には、所定の場所と自宅の往復経路を含みます。

【3-(2) 活動区分・活動内容例】

活動区分	活動内容例
(1) PTA行事関係	ア PTA行事 単位PTAの総会、役員会、委員会、学級PTA、地域PTA、研修会や市町村・県・九州・全国段階のPTA行事等 イ PTAが計画・実施する諸行事 奉仕作業、キャンプ、水泳、スポーツ大会、山のぼり、親子ソフト、交通安全指導、水泳監視、通学路点検、生活指導、土曜日の補習等
(2) <u>学校行事関係</u>	<u>子どもの健全育成のためにPTAが積極的に参加する学校行事</u> 運動会、学習発表会、体育祭、授業参観、教育懇談会等 (教職員は除く)
(3) <u>他の機関・団体の行事</u>	<u>PTAが計画し、参加する他の機関・団体の行事</u> 市町村体育協会、町内会、青年団、地域女性団体などが企画するスポーツ大会やレクリエーション行事等

【説明要点】

(1) PTA行事関係は、PTAが主催する行事等です。

※ミニバレーボールや奉仕作業時のけがや蜂刺され等の報告がよくあります。

(2) 学校行事関係は、PTAが積極的に参加する学校行事です。

※運動会のリレーでのけがの報告がよくあります。

(3) 他の機関・団体の行事は、単位PTAとして参加する他の機関・団体が主催する行事です。

※市町村の実行委員会主催の行事に、単位PTAとして参加した際のけがの報告がよくあります。

※災害が発生した場合は、いずれもPTA会長の参加依頼文書等が必要です。

【3-(3) 活動区分と共済金額】

活動区分	共 済 金 額		被共済者	会 費
(1) PTA行事関係	・死亡共済金 200万円 ・障害共済金 200万円～8万円	<u>(交通事故の場合)</u> ・死亡共済金 100万円 ・障害共済金 100万円～7万円	保護者 教職員 支援者	百 円
(2) 学校行事関係	・負傷共済金 入院 1日につき 3,200円 (180日限度) - 通院 1日につき 2,500円 (90日限度)	・負傷共済金 入院 1万3千円 (1回限り) - 通院 1万円 (1回限り)		
(3) 他の機関・団体の行事				

【説明要点】

☆ 負傷共済金は、1日につきの定額です。

入院は1日 3,200円、通院は1日 2,500円で、それぞれ180日と90日限度となります。

☆ 交通事故の場合

負傷共済金は、入院は13,000円、通院は10,000円です。

※何日入院しても13,000円、何日通院しても10,000円です。

※通院と入院があった場合は、23,000円です。

(第12条)

【 4 - (1) 子ども安全の部】

子ども安全の部

1 会費

Aコース 1年間 300円 ※会費内訳【共済事業 190円 その他事業 110円】

幼稚園児、小学生、中学生、高校生、教職員

Bコース 1年間 400円 ※会費内訳【共済事業 350円 その他事業 50円】

(特別団体) 学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体に属する小学生・中学生・高校生
及び教職員・指導者

※10月1日以降の追加加入者は会費が半額です。

2 共済契約者

県内の単位PTA会長

3 被共済者（共済金支払の対象者）の範囲

- (1) 学校に在籍する幼稚園児、小学生、中学生、高校生、教職員
- (2) 特別団体の活動における指導者

4 共済金の支払対象となる活動及び共済金額等

- (1) 学校教育外活動
- (2) 学校教育内活動
- (3) 特別団体の活動

【説明要点】

☆ 子ども安全の部は、AコースとBコースがあります。

- 1 会費は 年間、Aコース 300円、Bコース 400円です。
会費内訳は記載のとおりです。 (第19条と第40条)

※印にあるとおり、子ども安全の部の会費は、10月1日以降の追加加入者は
半額の150円と200円です。 (第20条)

- 2 共済契約者は、県内の単位PTA会長です。 (第16条)
- 3 被共済者は、単位PTAを組織する学校に在籍する幼児、小学生、中学生、
高校生、教職員、特別団体活動の指導者です。 (第17条)
※質問がよくありますが、保護者がPTA会員の条件はありません。
- 4 対象活動は、学校教育外活動、学校教育内活動、特別団体の活動です。
※自宅との往復経路を含みます。 (第18条)

【4-(2) 活動区分・活動内容例・会費】

活動区分	活動内容例	被共済者	会費
(1) 学校教育外活動	ア 単位PTA主催又は共催による行事、単位PTAが参加を計画した他団体から要請のあった行事、並びに当該単位PTA会長が参加を認めた活動 各種スポーツ大会、各種競技会、発表大会、夏季プール開放、キャンプ、海水浴、音楽会、土曜日の補習等 ※単位PTA主催・共催行事、要請行事等は、単位PTA会長又は他団体長名と連名の文書が必要	児童生徒等 教職員	Aコース(三百円) Bコース(四百円)
	イ PTA行事やPTAが計画・実施した諸行事で、PTA会員の活動中において同行した児童生徒等の活動	児童生徒等	
(2) 学校教育内活動	ア 教育課程に基づいて実施される諸活動 各教科・道徳の教育活動、特別活動、総合的な学習の時間の活動 イ 教育課程外の教育活動 部活動 ウ 登下校 エ その他 休息・休憩時間中などでの活動等	児童生徒等 教職員	
(3) 特別団体の活動	単位PTA会長が認めた学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の活動	児童生徒等 教職員 指導者	

【説明要点】

(1) 学校教育外活動の活動内容例の

アは、単位PTA主催等の行事と単位PTAが参加を計画した他の団体から要請のあった行事等です。

※単位PTAの主催行事以外でも単位PTA会長が参加を認めた他団体の行事等も対象になります。

イは、PTA行事等の保護者の活動に同行した児童生徒等の活動です。

※PTA行事に子供を連れてきた場合も対象となります。

(2) 学校教育内活動は記載のとおりです。

※ウの登下校の場合は、学校が定めた通学路及び規定の範囲内です。

(3) 特別団体の活動は、単位PTA会長が認めた部活動やクラブ等です。

(第18条)

※ 表の右端会費欄をご覧ください。Aコース、Bコースの活動区分です。

Aコースは、(1)(2)の学校教育外活動と学校教育内活動

Bコースは、(1)(2)(3)全ての活動が対象です。

(第23条)

【4-(3) 活動区分と共済金額】

活動区分	共 済 金 額
(1) 学校教育外活動	・死亡共済金 1,500万円 ・特別弔慰金 330万円 ・障害共済金 1,500万円～48万円 ・負傷共済金 自己負担額1,000円以上の入院又は通院療養費用の4/10（最高20万円） 保険外診療の歯科補綴 最高11万円（実費）
(2) 学校教育内活動	・死亡共済金 990万円 ・特別弔慰金 330万円 ・障害共済金 1,100万円～37万円 ・負傷共済金（登下校時のみ） 自己負担額1,000円以上の入院又は通院療養費用の4/10（最高20万円）
(3) 特別団体の活動	<u>(1) 学校教育外活動欄と同じ共済金</u>

(交通事故の場合)

- ・死亡共済金 300万円
- ・障害共済金 300万円～11万円
- ・負傷共済金
入院 2万6千円（1回限り）
通院 1万3千円（1回限り）

※登下校中の交通事故は、通常の登下校経路上の場合に限る。（教職員は除く。）

【説明要点】

- ☆ 死亡共済金や障害共済金はそれぞれ記載のとおりです。
- ☆ 負傷共済金は、(1) 学校教育外活動、(2) 学校教育内活動ともに自己負担額 1,000 円以上で療養費用の 4/10 で最高 20 万円です。診断書等の保険診療点数を基に計算します。
- ☆ (3) の特別団体の活動の共済金額は、(1) の学校教育外活動と同じです。
- ☆ 交通事故の場合の負傷共済金は、1 回限りの定額です。
入院 26,000 円、通院 13,000 円、入院と通院があった場合 39,000 円です。

※ (2) 学校教育内活動の負傷共済金は注意が必要です。

- ・「体育の授業や休み時間にけがをしました。学校教育内活動ですので対象になりますよね。」と質問がよくあります。
- ・活動区分としては学校教育内活動ですので対象となっていますが、
- ・共済金額の欄の(2) 学校教育内活動の負傷共済金は「登下校時のみ」となっているため、授業中や休み時間等のけがは「共済金の支給はない。」ということになります。

(第 18 条と第 23 条)

【4-(4) 共済金支払いの制限】

* 次のような場合は、共済金は支払われません。

- 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合
- むちうち症又は腰痛などで他覚症状のないものの場合
- 通常の登下校経路以外で発生した交通事故の場合
- 自転車又は原動機付自転車による交通事故で校長又は単位 PTA 会長の許可を得ていない場合
- 歩行又は自転車及び原動機付自転車による交通事故で、本人の過失による事故の場合
- 学校教育内外活動及び特別団体における活動で、因果関係がはっきりとした急性の疾病は適用するが、野球肩、テニス肘、疲労骨折、椎間板ヘルニア等、**急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の傷害の場合及び細菌性食中毒を除く食中毒の場合**
- 定時制・単位制高校の自動二輪及び四輪車での登下校中の交通事故の場合
- 子ども安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意若しくは重大な過失の場合
- 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合
- 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合
- 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故の場合
- アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故の場合
- 地震、津波、噴火などによる場合
- 核燃料物質(使用済燃料を含む。)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

【説明要点】

☆ 表の下の方に、子ども安全の部の共済金支払の制限事項があります。(第 22 条)

※よくある共済金支払の制限事項として、左側の●の 6 番目の

「学校教育内外活動及び特別団体における活動で、因果関係がはっきりとした急性の疾病は適用するが、野球肩、テニス肘、疲労骨折、椎間板ヘルニア等、**急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の傷害の場合**」です。

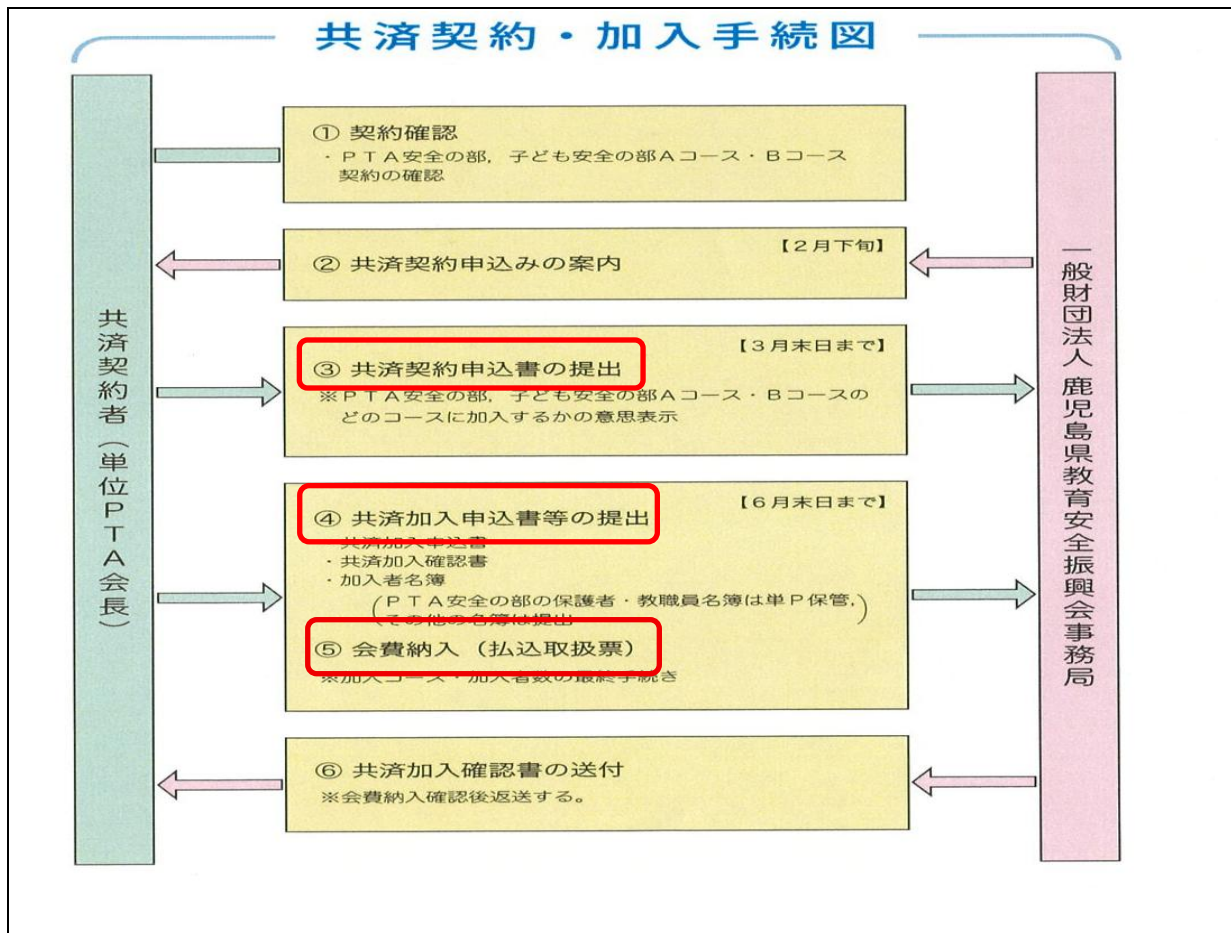
これに該当する場合は、共済金は支払われませんので注意してください。

特に、運動部活動を行っている B コース加入者への周知をお願いします。

※また、「因果関係がはっきりとした急性の疾病は適用するが・・・」とあります。災害が発生した場合は、災害の直接の原因を明確にするため、

医療機関での初診は、1 週間以内をお願いします。

【5 共済契約・加入手続き】



【説明要点】

② 共済契約申込み案内【2月下旬】

- ・当法人から、2月下旬に共済契約申込みの案内を送りますので、PTA安全の部、子ども安全の部Aコース・Bコースの契約について検討してください。

③ 共済契約申込書提出【3月末日まで】（第8条と第19条）

- ・単位PTA会長は、3月末日までに共済契約申込書を提出することになります。

※共済契約書未提出の場合、4月以降の加入申込みができません。

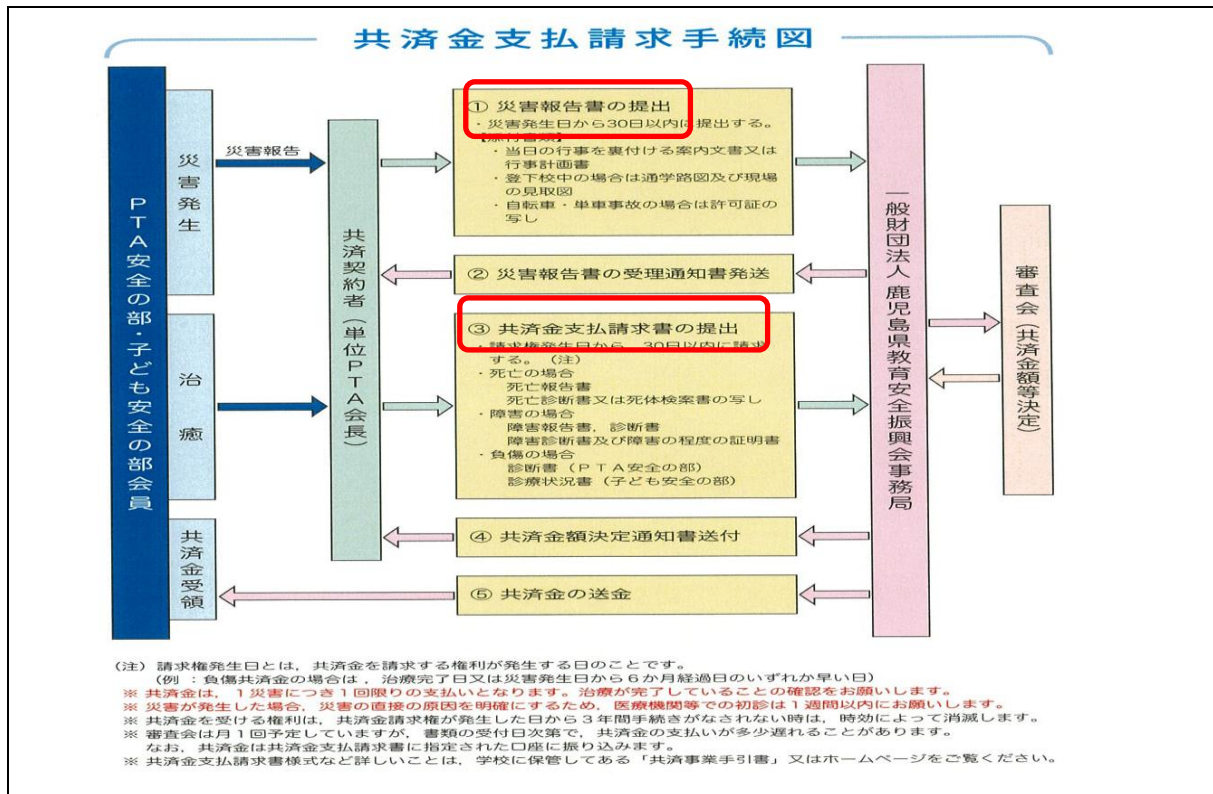
④ 共済加入申込書提出 ⑤会費払込【6月末日まで】（第8条と第19条）

- ・単位PTA会長は、3月末日までに契約したPTA安全の部、子ども安全の部Aコース・Bコースについて、6月末日までに共済加入申込書を提出し、会費を払い込んで、加入手続きが完了することになります。

※期日までに手続きが完了しない場合、3月末日までに行った契約は無効となります。

- ※ 共済加入申込書と一緒に提出された共済加入確認書は、会費振込みを確認後に必要事項を記入して返送します。

【6 共済金支払請求手続き】



【説明要点】

☆ 災害発生 ※医療機関での初診は1週間以内をお願いします。

① 災害報告書の提出 (第13条・第24条)

- ・単位PTA会長は、災害報告書等を30日以内に提出することとなっています。
 ※遅れた場合は、遅延理由書 (PTA会長名、様式自由) を添付してください。

② 当法人が災害報告書等を受理したら、災害報告書受理書を送付します。

③ 共済金支払請求書の提出 (第14条・第25条)

- ・共済金の支払は、「1災害につき1回限り」となっています。治療完了後請求書を提出してください。※ただし、治療が長期 (6か月以上) になる場合は、事務局に連絡してください。
- ・診断書若しくは診断状況書に要する費用のうち、5,000円を上限として当法人で負担します。(第30条)

☆ 審査会 (第15条・第26条)

- ・月1回開催の審査会で、共済金支払の可否及び金額を決定します。

④ 共済金額決定通知書送付 ⑤共済金の送金 (第15条・第26条)

- ・審査会の結果は単位PTA会長へ通知します。
- ・指定口座 (請求者口座) へ共済金を送金します。

【7 災害発生日と請求権発生日・時効】

・請求権発生日○ ・時効◎

(P T A安全の部)

区 分	災害発生日	入院180日 通院90日	3 年	3 年+ 入院180日 通院90日	6 年
死亡共済金	○ (死亡した日)		◎		
障害共済金			○		◎
負傷共済金		○		◎	

(子ども安全の部)

区 分	災害発生日	6か月	3 年	3 年 6 か月	6 年
死亡共済金	○ (死亡した日)		◎		
障害共済金			○		◎
負傷共済金		○		◎	

【説明要点】

- ☆ 請求権発生日は、死亡共済金を除いて、災害発生日とは異なります。
- ☆ 障害共済金と負傷共済金の請求権発生日は、表中の○は最長の場合で、一般的には、症状が固定した日又は治療が完了した日となります。
- ☆ 請求漏れのないように注意してください。

(第 25 条・第 41 条)

【8 共済契約申込書】

第1号様式(共済規程第8条第1項及び第19条第1項関係)

※ 受付番号()

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業 共 済 契 約 申 込 書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が「PTA安全の部」と「子ども安全の部」として取り扱う共済事業について、貴会「共済規程」等を理解・確認し、下記のとおり契約します。

契約申込年月日
年 月 日

単 位 P T A 名 _____

P T A 会 長 名 _____ 公印

単位PTAの住所 _____

T E L _____

記

次の項目(1, 2, 3, 4)で該当する項目に、○印を付けるとともに、加入者の見込み数と納入する会費の見込み額を記入してください。

- | | | | |
|--|----|---------|----|
| 1 「PTA安全の部」に加入します。 | | | |
| (加入者見込み数 | 人, | 会費の見込み額 | 円) |
| 2 「子ども安全の部」はAコースのみに加入します。 | | | |
| (加入者見込み数 | 人, | 会費の見込み額 | 円) |
| 3 「子ども安全の部」はBコース(特別団体)のみに加入します。 | | | |
| (加入者見込み数 | 人, | 会費の見込み額 | 円) |
| 4 「子ども安全の部」はAコース及びBコース(特別団体)の両方に加入します。 | | | |
| Aコース (加入者見込み数 | 人, | 会費の見込み額 | 円) |
| Bコース (加入者見込み数 | 人, | 会費の見込み額 | 円) |

(留意事項)

- 1 本共済契約申込書は、3月31日までに当会に提出してください。
- 2 1人当たりの会費の額は、「PTA安全の部」が100円、「子ども安全の部」のAコースが300円、Bコースが400円になります。
- 3 「PTA安全の部」又は「子ども安全の部」への加入者数については、各加入申込書に記入し、4月1日より6月30日までに当会に申し込んでください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

担 当 者 氏 名 _____

役 職 _____

連絡先(TEL) _____

【説明要点】

☆ 契約申込期限は3月末日です。

※ 期限厳守をお願いします。4月以降の共済加入申込みができなくなりますので注意してください。

※ 期限ぎりぎりではなく、早目に手続きをお願いします。

☆ 加入者見込み数は、この時点では児童生徒数やP戸数は確定していないので、概数でよろしいです。

☆ 加入するコース等が未定の場合、「①」と「④」に○印して、全て契約で提出されることをお勧めします。

※ 4月以降の共済加入手続きで臨機応変の対応が可能です。

※ 6月末日までに手続きする「共済加入申込書」で、確定したものを記入するため変更は可能です。

【9-(1) 共済加入申込書（PTA安全の部）】

第2号様式の1（共済規程第8条第3項関係）

※ 受付番号（ ）

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「PTA安全の部」 共 済 加 入 申 込 書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が取り扱う共済事業等に関する「共済規程」や「共済事業のしおり」を理解・確認し、会費を添えて加入を申し込みます。なお、申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

加入申込年月日
年 月 日

単 位 P T A 名 _____

P T A 会 長 名 _____ 公印

単位PTAの住所 _____

T E L _____

	対象者	会 費	加入者数	金 額
会費等	P T A 会 員	100円 (1戸当たり)	戸	円
	教 職 員	100円 (1人当たり)	人	円
	支 援 者	100円 (1人当たり)	人	円
	合 計			円

（留意事項）

- 1 PTA安全の部への加入は、原則として、単位PTAの会員全員に加入していただきます。
- 2 加入申込と同時に会費の納入をしていただきます。
- 3 加入申込は、加入申込期限の6月30日までにさせていただきます。
- 4 支援者は加入者名簿（支援者数及び氏名を記載）を提出していただきます。
- 5 共済金の支払対象活動や共済金の額等は、当会「共済規程」で確認してください。
- 6 ※欄は記入しないでください。

担 当 者 氏 名 _____

役 職 _____

連絡先（TEL） _____

【説明要点】

☆ **加入申込期限は6月末日**です。

※ **期限厳守でお願いします。** 期日までに手続きが完了しない場合は、**契約は無効になり、1年間加入ができなくなります。**

※ 期限ぎりぎりではなく、早目に手続きをお願いします。

☆ 契約した「PTA安全の部」の**確定した加入者数・会費**を記入し提出してください。

☆ 会費は「共済事業手引書」の表紙裏にある赤い「払込取扱票」で払い込んでください。この払込用紙だと振込手数料は無料です。

【9-(2) 共済加入申込書（子ども安全の部）】

第8号様式の1（共済規程第19条第4項関係）

※ 受付番号（ ）

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「子ども安全の部」 共 済 加 入 申 込 書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が取り扱う共済事業等に関する「共済規程」や「共済事業のしおり」を理解・確認し、加入者名簿及び会費を添えて加入を申し込みます。なお、申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

加入申込年月日
年 月 日

単 位 P T A 名

P T A 会 長 名

公印

単位PTAの住所

T E L

対象者	コース	1人当り会費	加入者数	金 額	備考(在籍者数)
園児・小・中学生	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
高校生	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
教職員	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
指導者	A				
	B	400円	人	円	
合 計	A	300円	人	円	
	B	400円	人	円	

（留意事項）

- 1 Aコース、Bコース別に加入者数、金額及び在籍者数を記入してください。
申込については個人ごとでなく単位PTAとしてまとめて申込をしてください。
- 2 加入申込と同時に会費の納入をしていただきます。
- 3 加入申込は、加入申込期限の6月30日までにしてください。
- 4 共済金の支払対象活動や共済金の額等は、当会「共済規程」で確認してください。
- 5 ※欄は記入しないください。

担当者氏名

役 職

連絡先(TEL)

【説明要点】

☆ 説明は、「PTA安全の部」と同じです。

※加入申込期限は6月末日です。遅れないように注意してください。

☆ 契約した「子ども安全の部」のAコース・Bコースで確定した加入者数・会費を記入し提出してください。

☆ 会費は「PTA安全の部」と合算して振り込んでください。

【10 加入者名簿（子ども安全の部）】

第8号様式の3（共済規程第19条第4項関係）

「子ども安全の部」

加入者名簿

単位PTA名 _____

PTA会長名 _____ 公印

学年 _____ 組 _____

番号	氏 名	児童生徒等・教職員・指導者の別			A,B コース別		部活動等名
		児童生徒等	教職員	指導者	Aコース	Bコース	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
合 計							

（注1） 「児童生徒等・教職員・指導者の別」の欄は該当する者に○を付けてください。

（注2） 「A,Bコース別」の欄は該当するものに○を付けてください。

（注3） Bコースの場合、部活動等名欄に加入する部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の具体的な名称を個人ごとに記入してください。（例 サッカー部）

（注4） Bコースの場合、年間行事計画表を添付してください。

【説明要点】

☆ PTA安全の部は、支援者以外の名簿は単P保管です。

※支援者は名簿の提出が必要です。

☆ 子ども安全の部は、全て名簿の提出が必要です。

☆ Bコースの場合は、必ず「部活動等名」を記入してください。

※1人で複数加入している場合は複数記入してください。

会費は1人分でよいです。

※この等式でなくても可（学級名簿等活用でも可）

※ ここまで、共済事業の概要を説明しましたが、要点のみの説明ですので、詳細については共済規程で確認をお願いします。

なお、不明な点は、事前に事務局にご相談ください。

【11 共済事業コーナーQ&A(補償事例)】

このコーナーは、令和3年から令和6年にかけて鹿児島県PTA新聞の「共済事業コーナーQ&A」に掲載した補償事例を編集したものです。参考にしてください。

【PTA 安全の部加入者】

- A1 授業参観日、教室移動のため階段を上る途中で躓いて上半身を強打して負傷し、7日間通院
- A2 PTA資源回収作業中、回収された雑誌類を積み込み、軽トラックの荷台から飛び降りた際、足首を負傷し、10日間通院
- A3 ミニバレーボール試合で、右側に来たボールを処理しようと右足を踏み込んだ時に、足首に音がして力が抜け右アキレス腱を断裂し、11日間入院、35日間通院
- A4 校内奉仕作業時、屋根上の落ち葉を集める作業を行い、梯子を降りようとして滑ってしまい、梯子で右手指を負傷し、4日間通院
- A5 親子フットサルの試合中、ボールを蹴ろうとした児童の足が直接保護者の左足にあたり親指を負傷し、5日間通院
- A6 校内奉仕作業中、除草した草の収集作業をしていたところ、数匹の蜂が体に止まり、手や腕を刺されて、3日間通院
- A7 体育祭時、テント内の保護者席で観覧中に強風が吹き、設置してあった掲示板が倒れて後頭部に当たったため顔面を椅子に打ち付けて頸部を負傷し、31日間通院
- A8 PTAバザー会場で、会場内に設置してあったロープに躓いて転倒。右手をついて負傷し、19日間通院
- A9 文化祭で校内及び体育館を巡視中に体育館入口のドアが強風で閉まり、右足を負傷し、11日間通院
- A10 愛校作業時、脚立に乗り樹木を剪定中にバランスを崩し落下した際に右肘を負傷し、16日間通院
- A11 PTAおやじの会の門松づくりで、山に竹切りに行き竹の枝を切り落としていた時、鉋が滑り左手中指を負傷し、13日間通院
- A12 秋季大運動会の親子リレーの競技中、バトンを受け走っていたところ、コーナを過ぎた付近で転倒、右膝を負傷し、6日間通院
- A13 市PTAスポーツ交流会のソフトバレーボールの試合中、レシーブした際に左足が伸びきった状態（肉離れ）になり、17日間通院
- A14 PTAの愛校作業で、保護者が除草中に蜂に右手と左耳を刺された。1日間通院

【子ども安全の部 A コース加入者】

- A1 PTAキャンプの際、かまどに息を吹き込み火を起こそうとして急激に息を吹き込んだため、過換症候群となり意識を失い、2日間通院
- A2 夏休みのプール開放で、目を閉じたままバタ足の練習をしていたところ、プールの側壁で顔面強打して負傷し、4日間通院
- A3 PTA親子ふれあい活動の準備中、体育倉庫の入口のゴム製マットに足を引っ掛け、左足の指を負傷し、7日間通院
- A4 自転車に登校中、下り坂で対向車がセンターライン寄りに走行してきたので、驚いて急ブレーキをか

けたため転倒した際に負傷し、9日間通院

- A5 PTAバザーに参加していたところ、同級生にボールを投げられたので顔をかばおうとして左手の指に当たり負傷し、2日間通院
- A6 PTAプール開放の際、大きなビートバンが近づいてきたので避けようとしてプール側面下の段差に右足をぶつけて負傷し、6日間通院
- A7 PTA愛校作業中、児童が一輪車に雑草等を積んで坂道を運搬中、一輪車ごと側溝に落ちて転倒した際に手の指を負傷し、6日間通院
- A8 地域PTA運動会のかけっこ練習中、転倒した際に右手をついて負傷し、7日間通院
- A9 下校途中、公園前の横断歩道(信号なし)で左から走行してきた車とぶつかり負傷し、2日間通院
- A10 PTA主催のバレーボール大会の練習に同行して観戦中の児童に、保護者の打ったボールが顔面に当たり唇を負傷し、7日間通院
- A11 学級PTAのレクリエーション活動中に、他の児童と遊んでいて畳に指をぶつけ負傷し、5日間通院
- A12 ホタルキャンプ中、自由時間に子ども同士鬼ごっこをしていて、鬼から逃げる時に、左足首をひねり負傷し 13 日間通院

【子ども安全の部Bコース加入者】

- A1 ハンドボールの試合中、ジャンプシュートをして着地したとき、バランスを崩して右足首を強くひねって負傷し、3日間通院
- A2 ラグビーの試合中、タックルをした後両手をついて地面に倒れたとき、タックルされた相手が体の上に倒れてきて右手を負傷し、5日間通院
- A3 柔道の練習試合中、投げられてうつ伏せで倒れこんだ時に、左足首を内側に捻って負傷し、16 日間通院
- A4 テニスの練習中、一人ずつ打ち返す練習を行っていた。順番待ちをしているとき、前の人が振り切ったラケットが顔面に当たり負傷し、10 日間通院
- A5 PTA親子キャンプで花火をしているとき、キャンプファイヤー用の穴があることに気付かずに、穴に転落して手首を負傷し、8日間通院
- A6 親子レクリエーションでアスレチック施設の丸太の上から飛び降りて着地する際、バランスを崩し、転倒足首を負傷し、11 日間通院
- A7 剣道の練習試合中、鰐せり合いで対戦相手に押されたときに後ろ向きに倒れ、腰を強打負傷し、3日間通院
- A8 サッカー部の練習中、蹴ったボールが他の部員の足にあたって跳ね返って、ボールを蹴った部員の左眼に当たり負傷し、12 日間通院
- A9 吹奏楽部の練習中、部室前の足踏みマットを掃除していたところ、異物が右眼に入り負傷し、6日間通院
- A10 サッカーの試合中、相手選手と接触し転倒した際に右足を負傷し、40 日間入院、22 日間通院
- A11 家庭科部の活動でパンケーキを調理中にフライパンの持ち手の金属部分に左手が触れ負傷し、3日間通院
- A12 吹奏楽部の練習のため、学校から練習会場まで楽器を背負って歩いて移動中、暑さで熱中症を発症し、2日間通院